

あなたの周りに、パートナーや配偶者からの暴力に悩んでいる人はいませんか？

ドメスティック・バイオレンスとは

『配偶者や恋人、パートナーなど親密な関係にある又はあった者から振るわれる暴力』をDV（ドメスティック・バイオレンス）といい、身体に対する暴力だけではなくさまざまな種類のものがあります。内閣府の調査によると、女性の約4人に1人、男性の約5人に1人が配偶者から、女性の約5人に1人、男性の約8人に1人が交際相手から被害を受けています。DVは女性だけでなく男性にとっても身近な問題です。

身体的暴力

殴る、蹴る、物を投げつける、刃物などを突きつける、髪をひっぱる、突き飛ばす など

精神的暴力

大声で怒鳴る、殴るふりをする、無視する など

経済的暴力

生活費を渡さない、借りたお金を返さない、仕事を辞めさせる など

性的暴力

性的な行為を強要する、避妊に協力しない など

社会的暴力

友人等との付き合いを禁止する、勝手にメールを削除する など

こどもを利用した暴力

こどもの前で暴力を行う こどもに悪口を吹き込む など

チェック

DVは、外部からの発見が困難な家庭内で行われる場合が多いため、潜在化しやすく、また加害者に加害の自覚がないことが多いという傾向があり、被害が深刻化しやすい特徴があります。

DVを受けていると思ったら、ひとりで悩まず、相談しましょう。DVについて相談を受けたら、話をしっかり受け止め、相談窓口を紹介しましょう。

相談窓口 県DV相談支援センター

TEL073(445)0793

県ジェンダー平等推進センター “りいぶる”

TEL073(435)5246

※緊急時（命の危険を感じたら）には110番通報

チェックリストについてのお問合せは

県人権施策推進課まで TEL:073-441-2566

FAX:073-433-4540

